

被災地（災害救助法適用地域）の入学者に対する経済支援制度について

（2020年4月入学者・2020年9月入学者対象）

<申請手続案内>

立教大学

このたび、災害に遭われたみなさまには心よりお見舞い申し上げます。

立教大学では、被災地（災害救助法適用地域）に係る入学者を対象とした経済支援（入学金返還および学費減免）制度を設けております。該当する方は、下記のとおり申請手続を行ってください。

1. 申請資格

2020年4月または2020年9月に、学部または大学院の正規課程に入学する方（編入学および再入学を含む）で、次の①②のいずれかに該当する方

①入学者の父母（父子または母子家庭の場合は生計を一にする父または母）またはそれに代わる保証人が、入学日前日から遡って1年以内に発生した自然災害等に係る災害救助法適用地域において被災し、その主たる居住する住居（借家を含む）が全壊（焼）、大規模半壊、または半壊（焼）した方で、経済援助を必要とされている方

②入学者本人が独立生計を営む方であり、入学日前日から遡って1年以内に発生した自然災害等に係る災害救助法適用地域において被災し、主たる居住する住居（借家を含む）が全壊（焼）、大規模半壊、または半壊（焼）した方で、経済援助を必要とされている方

※全壊（焼）、大規模半壊、または半壊（焼）等の損壊状況は罹災証明書によって認定します。

2. 本制度が適用される被災地（災害救助法適用地域）

【2020年4月入学者】2019年4月1日から2020年3月31日に災害救助法が適用された地域

【2020年9月入学者】2019年9月20日から2020年9月19日に災害救助法が適用された地域

※詳細は、別紙「被災地の入学者に対する経済支援制度 対象地域（災害救助法適用地域）」を参照してください。

3. 経済支援制度の内容

「入学金相当額の返還」および「入学年次の学費減免（入学金を除く年間学費の2分の1の金額）」

※国が実施する「高等教育の修学支援新制度」の利用を検討している場合、本制度との併願は可能ですが、本制度の採用者となりかつ高等教育の修学支援新制度の対象者となった場合は、本制度適用後の学費実費負担額が高等教育の修学支援新制度の減免対象額となります。

4. 支援期間

入学年次の1年間

5. 支給方法・支給時期

（1）入学金の返還

【2020年4月入学者】2020年5月末頃（予定）に指定の銀行口座へ振り込みます。

【2020年9月入学者】2020年11月末頃（予定）に指定の銀行口座へ振り込みます。

(2) 入学年次の学費の減免

【2020年4月入学者】入学年次分納2回目(2020年度秋学期分)の学費請求金額から入学金を除く年間学費の2分の1の金額を減免します。

【2020年9月入学者】入学年次分納2回目(2021年度春学期分)の学費請求金額から入学金を除く年間学費の2分の1の金額を減免します。

※国が実施する「高等教育の修学支援新制度」の利用を検討している場合、本制度との併願は可能ですが、本制度の採用者となりかつ高等教育の修学支援新制度の対象者となった場合は、本制度適用後の学費実費負担額が高等教育の修学支援新制度の減免対象額となります。

6. 申請方法・申請期間・提出先（郵送先）

申請方法：所定の申請期間に下記の提出先まで下記7の申請書類を簡易書留郵便で提出（郵送）してください。

申請期間：【2020年4月入学者】2020年4月3日（金）～2020年4月16日（木）必着

【2020年9月入学者】2020年9月21日（月）～2020年10月1日（木）必着

提出先（郵送先）：〒171-8501

東京都豊島区西池袋3-34-1

立教大学学生部学生課 被災地入学者支援制度係

7. 必要な申請書類

以下の①～③の書類を全て揃えてください（※審査の過程で追加書類を求める場合があります）。

①被災地（災害救助法適用地域）の入学者に対する入学金返還・学費減免申請書（大学所定書式）

②市区町村発行の罹災証明書【マイナンバーが記されていないもの】（コピー可）

③入学手続納入金領収書（コピー可）

8. 審査結果通知

提出書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。

【2020年4月入学者】2020年5月15日（金）発送予定

【2020年9月入学者】2020年10月20日（火）発送予定

9. 注意事項

①本制度は入学後に入学金を返還し、学費を減免するものです。入学手続については、各入試の所定の日時まで完了する必要があります。

②本制度でいう学費とは、入学金を除く授業料、実験・実習費を指します。

③入学年次の途中で休学・退学する場合には、学費の減免額が変更となります。

④入学年次とは、2020年4月入学者は2020年度春学期および秋学期の期間とし、2020年9月入学者は2020年度秋学期および2021年度春学期の期間とします。

⑤本制度の適用は、所定の申請書類に基づき審査のうえ決定します。

⑥申請期限までに所定の書類が提出できない場合や、提出書類の記載内容に不備・誤りがある場合は本制度の対象とはいたしません。

⑦本制度が適用された場合、採用後に、父母（父子または母子家庭の場合は生計を一にする父または母）またはそれに代わる保証人の最新の所得証明書（市区町村発行）を提出していただきます。

これによって本制度の審査結果に変更が生じることはありません。

- ⑧提出いただいた申請書、罹災証明書や所得証明書等の申請書類は返却しません。
- ⑨本制度の申請のために提出された書類に記載されている個人情報、本制度の業務およびその関連業務のみに限り利用するものであり、その他の目的に使用することはありません。
- ⑩本制度の支援内容は、災害の規模や状況により変更が生じる場合があります。

10. 奨学金制度について

本制度とは別に奨学金の申込を希望（検討）する方は、別途、所定の手続を行う必要があります。立教大学の奨学金の概要は以下の奨学金 Web サイトで確認できます。

https://spirit.rikkyo.ac.jp/student_affairs/scholarships/SitePages/index.aspx

以下は、入学直後に募集が行われる奨学金についての概要です。

【2020年4月入学者対象】

○学部学生向け

日本学生支援機構奨学金や民間育英団体による奨学金等は4月初旬（4月入学者向け）に出願を受け付けます。詳細は上記奨学金 Web サイトで確認してください。

○大学院学生向け

日本学生支援機構奨学金や立教大学の奨学金（大学院給与奨学金、独立研究科奨学金等）は4月初旬（4月入学者向け）に出願を受け付けます。詳細は『奨学金案内（大学院学生用）』（冊子）や奨学金 Web サイトで確認してください。『奨学金案内（大学院学生用）』の入手方法は、入学試験合格通知とともに送付する文書でご案内いたします。

【2020年9月入学者対象】

学部学生、大学院学生ともに学生部学生課奨学金係へお問い合わせください。

11. 問い合わせ先

【本制度について】

立教大学 学生部学生課

Tel 03-3985-2443（月～金 8:50～17:30, 土 8:50～12:30）

※授業期間以外や休業期間中の窓口開室時間は記載と異なります。詳細は大学 HP で確認してください。

【入試制度・入学手続について】

立教大学 入学センター

Tel 03-3985-2660（月～金 9:00～17:00, 土 9:00～12:30）

※休業期間中は窓口開室日・時間が異なります。

以上

立教大学 総長 殿

被災地（災害救助法適用地域）の入学者に対する入学金返還・学費減免申請書

以下の記載事項に相違ありません。なお、出願書類に記載されている情報を奨学金業務に利用することに同意します。入学金の返還および学費減免措置を受けたく、以下のとおり申請いたします。

学生氏名	フリガナ						
	氏名	印					
	生年月日(西暦)	年	月	日	生		
	現住所	〒					
	連絡先	TEL: () - / 携帯: - -		E-mail: @			
学部・学科名	学部	学科	専修	*GLAP 入学者は学部名に「GLAP」と記入すること			
研究科・専攻名	研究科			専攻			
学生番号							*入学後に受け取る学生証で確認すること
入学年度・月	<input type="checkbox"/> 2020年4月入学 <input type="checkbox"/> 2020年9月入学						
入学種別	学部	<input type="checkbox"/> 1年次入学 <input type="checkbox"/> 編入学 <input type="checkbox"/> 再入学					
	大学院	<input type="checkbox"/> 前期課程(修士課程)			<input type="checkbox"/> 後期課程		
		<input type="checkbox"/> 再入学					
父母または保証人(学費負担者)	フリガナ						
	氏名	印					
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 保証人 <input type="checkbox"/> 本人					
	現住所	〒					
	連絡先	TEL: () - / 携帯: - -		E-mail: @			
被災状況申告欄	罹災住所(上記と異なる場合)	〒					
	自宅等の区分	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家					
	自宅等の被災状況	<input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊(焼)					
	その他の被災状況(人的被災等を含む被災状況の補足説明)						

返還金振込先(振込口座等) *別紙参照

フリガナ						
銀行名・支店名	銀行	支店				
口座種類	普通	口座番号				
口座名義人	フリガナ					
	氏名					

ご記入いただいた情報は、奨学金業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

学生のみなさんへ

立教学院財務部

立教大学では、大学から学生の皆さんへ銀行振込によって奨学金や医療給付費を支払う場合、学生本人名義の振込口座（以後、口座という）を1つ指定していただき、一度口座を登録すれば以後同一課程在学中（学生番号に変更がない期間）はその口座へ振り込むこととします。

対象となるのは次のとおりです。

- ① 大学から銀行振込によって支払われる奨学金
- ② 大学院学生学会発表奨励金など
- ③ 大学院補助費で補助される諸会費
- ④ 学生健康保険互助組合からの医療給付費
- ⑤ TA・SA・RA およびアルバイトの給与
- ⑥ 立替払の旅費等

上記①～⑥のいずれかの振り込み依頼を行う際に、「振込口座確認書・振込口座届（登録・変更）」を提出してください。これにより、振込口座が登録されます。

なお、すでに口座を登録してある方は、「1. 口座登録を行っている」に丸印を記入のうえ提出してください。

また、口座を変更する場合についても、必要事項を記入し、通帳のコピーを添付のうえ提出願います。

***金融機関・支店等の統廃合が生じた場合には、必ず統廃合後の通帳コピーを提出して下さい。**

登録できる口座は、都市銀行または地方銀行の本支店に開設された**学生本人名義の普通預金口座**に限ります。なお、口座を新規に開設する場合には、できるだけ以下の金融機関・支店を利用してください。

- | | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| ① みずほ銀行 | 池袋西口支店 | ④りそな銀行 | 池袋支店 |
| ② 三菱UFJ銀行 | 西池袋支店 | ⑤三菱UFJ銀行 | 新座志木支店 |
| ③ 三井住友銀行 | 池袋支店 | ⑥埼玉りそな銀行 | 新座支店 |

* 郵便局（ゆうちょ銀行）は他行に口座がない場合に限りです。

不明な点は、立教学院財務部（電話 03-3985-2688）までお問い合わせください。

以 上
2019年4月